生駒地区医師会入会のご案内

【本会の概要】
名　称：生駒地区医師会
所在地：〒630-0258　奈良県生駒市東新町１番３号
電　話：０７４３－７５－３５３５（代表）
地　域：生駒郡及び生駒市
会員数：A 会員 113 名、Ad 会員 2 名、B 会員 146 名、C 会員 26 名、
　　合計 287 名（2025 年 2 月 1 日現在）
医療機関数：診療所 104、病院 8、老人保健施設 2

【構成】
本会は、会則に規定のとおり「生駒郡及び生駒市において医療に従事する医師」を会員として組織しています。

【入会の手続き】
入会手続きに必要な書類は本会事務局に取り揃えております。
医師免許証（医師資格証）の写し、履歴書、入会申込書、開設届などが理事会で審議する上で必要であり、ご本人による MAMIS の入力が必須です。
新たに医療機関を設置することに伴う入会希望者は、該当の自治体医師会(斑鳩町・安堵町医師会、三郷町医師会、平群町医師会、生駒市医師会)においての審議を経た上で、本会理事会の指導及び助言を受ける必要があります。その審議に数か月の期間を要する場合もあります。
特にお申し出のない限り奈良県医師会および日本医師会への加入手続き、医師政治連盟への加入手続きも同時に行っています。

【入会時の費用】
入会時の費用は、新規開設であるか否か、会員種別（A 会員：医療機関の開設者や管理医師、Ad 会員：老人保健施設等の開設者や管理医師、B 会員：主に勤務医、C 会員：研修医）などにより異なります。

＊入会金
A 会員・Ad 会員　　２０万円
B 会員　　３万円
C 会員　　０円
会員区分変更時は、既納の入会金との差額を納入すること。

＊運営協力金（新規開設時）
A 会員（無床診療所）１３０万円
A 会員（有床診療所）１８０万円
A 会員（病院）　　２３０万円
Ad 会員（老健施設等）　４０万円

＊運営協力金（開設者変更時）
A 会員（無床診療所）１３０万円
A 会員（有床診療所）１８０万円
A 会員（病院）　　２３０万円
Ad 会員（老健施設等）　４０万円

＊管理医師変更手数料
A 会員の交代時　　２０万円
Ad 会員の交代時　　２万円

以上における既納の費用については、いかなる理由によっても返還いたしません。

【入会年月日】
入会時の費用の納入が確認された日をもって入会年月日となります。

【会費】
金額・徴収時期については、総会において決議されます。（定例総会は毎年１回開催）

【本会の目的】
本会の目的は、「医道の高揚・医学・医術の研鑽を通じて社会に貢献し、併せて会員相互の親睦・福祉を図ること」と会則に規定されています。この目的達成のために、行政機関や地域諸団体と協働のもと、地域医療、在宅医療、学校保健、産業保健、救急医療、生涯教育、病診連携、医業経営など様々な分野で幅広く提言、活動をしています。また、本会の事業や活動については、ホームページを活用し広報しています。

【会員の義務・権利】
会員には、権利ばかりでなく義務もあります。
＊会則の遵守：会則及び会則施行細則を守らなければなりません。
＊総会への出席：毎年１回開催される定例総会への出席義務と議決権行使の権利があります。委任状の提出で済ませることもできますが、会員としての権利を行使する機会ですから、是非出席してください。
会員の義務として積極的な参加をお願い申し上げます。
＊会務への協力：公衆衛生・社会保険の指導啓発のための学術講演会、地域保健の推進発展等に関する校医・嘱託医等へ出務し、意見を建議することができます。
＊各種委員会への参画：本会の目的達成のために設置された委員会等において、意見を述べることができます。
・令和６年度
地域医療委員会、在宅医療・地域包括ケア推進委員会、広報委員会、学校・母子保健委員会、産業保健委員会、学術委員会、医業経営委員会、警察医委員会、男女共同参画委員会、危機対策検討委員会
＊趣味の会への参加：医師としての活動だけでなく趣味の活動にも参加できます。
・令和６年度
ゴルフ、テニス、陶芸、ハイキング、麻雀
＊その他サポート制度：医師賠償責任保険制度の利用、医師年金・医師国保への加入ができます。

ご不明な点は事務局までお問合せください。

生駒地区医師会　事務局　（平日９:００～１７:００）
〒630-0258　奈良県生駒市東新町１番３号
電話：0743－75－3535（代表）　　FAX：0743－75－5188
URL：http://www.ikoma-med.jp
Mail：ikoma@nara.med.or.jp